

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更しようとする旨届出があった。

平成21年10月13日

盛岡地方振興局長 望 月 正 彦

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称 株式会社ヤマダ電機
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 ゲーム倉庫盛岡店 盛岡市盛岡南新都市地区土地区画整理事業内83街区9画地ほか
- (3) 変更しようとする事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
- (4) 変更する年月日 平成21年10月1日
- (5) 変更の理由 来客の利便を図るため

2 届出年月日 平成21年9月30日

3 縦覧場所 盛岡地方振興局企画総務部及び盛岡市役所